

提案に対する所管課の考え方

平成29年3月22日

提案委員名： 渡辺 康

提案項目	<p>調整区域の政経の遵守及び調整区域見直しについて</p>
所管課の考え方	<p>本市は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の健全な発展を図ることなどから、農業振興地域整備計画を定めています。</p> <p>「農業振興地域」は、農用地等として利用すべき土地の区域「農用地区域」いわゆる「青地」と、転用が可能な「農用地区域外」いわゆる「白地」に区分されています。</p> <p>「青地」には住宅などを建設することができないため、建設(転用)するためには「白地」に変更する「農振除外」の手続きが必要であり、案件によって状況を参照する必要があることから個別対応となります。農振除外については、法令に基づき処理をしなければならず、南区として農振除外や対策などはできません。</p> <p>次に、市街化調整区域の見直しについては、人口や社会経済条件の変化、都市施設の整備状況、区画整理事業や工業団地などの開発計画などによって判断されることから、調整区域見直し協議の毎年開催は難しいものと考えます。</p> <p>しかし、本市においても、人口減少対策として、また、産業の成長を図っていくこともまた重要であるため、引き続き、制度の見直しについて、国に要望するとともに、今後、新たな工業用地確保などのための企業立地プランの策定が進められ、南区のエリアがプランに盛り込まれることも有力と思われることから、企業誘致などで雇用の場の確保に努めていきます。</p> <p>また、皆様方からも、土地利用による宅地造成等の従来からの手法だけではなく、農業特区を活用し、農家レストラン、農家民宿を推進するなどの手法にも取り組んでいただきたいと考えています。</p>
備考	

所管課： 建設課・産業振興課

南区自治協議会委員提案書

平成29年2月3日提出

委員名 渡辺 康

提案項目

調整区域の政経の遵守及び調整区域見直しについて

提案内容

別紙のとおり

区自治協議会は、新潟市区自治協議会条例第7条第2項各号に規定する、市が処理する区の区域に係る事務や区民等との連携の強化に関することなど、区自治協議会が必要と認める事項について、審議し、市長等に意見を述べることができます。

南区自治協議会で審議してほしい事項について、この書式をもって事前に提案していただきます。

【留意事項】

- 提案の提出期限は、次回会議の20日前までにお願いします。
提出先は事務局(地域課)です。
- 提案書は、会議の開催案内と一緒に、事前に委員全員へ送付します。
- 主管課の考え方などについては、会議当日に配付し、主管課が説明を行います。

質問状

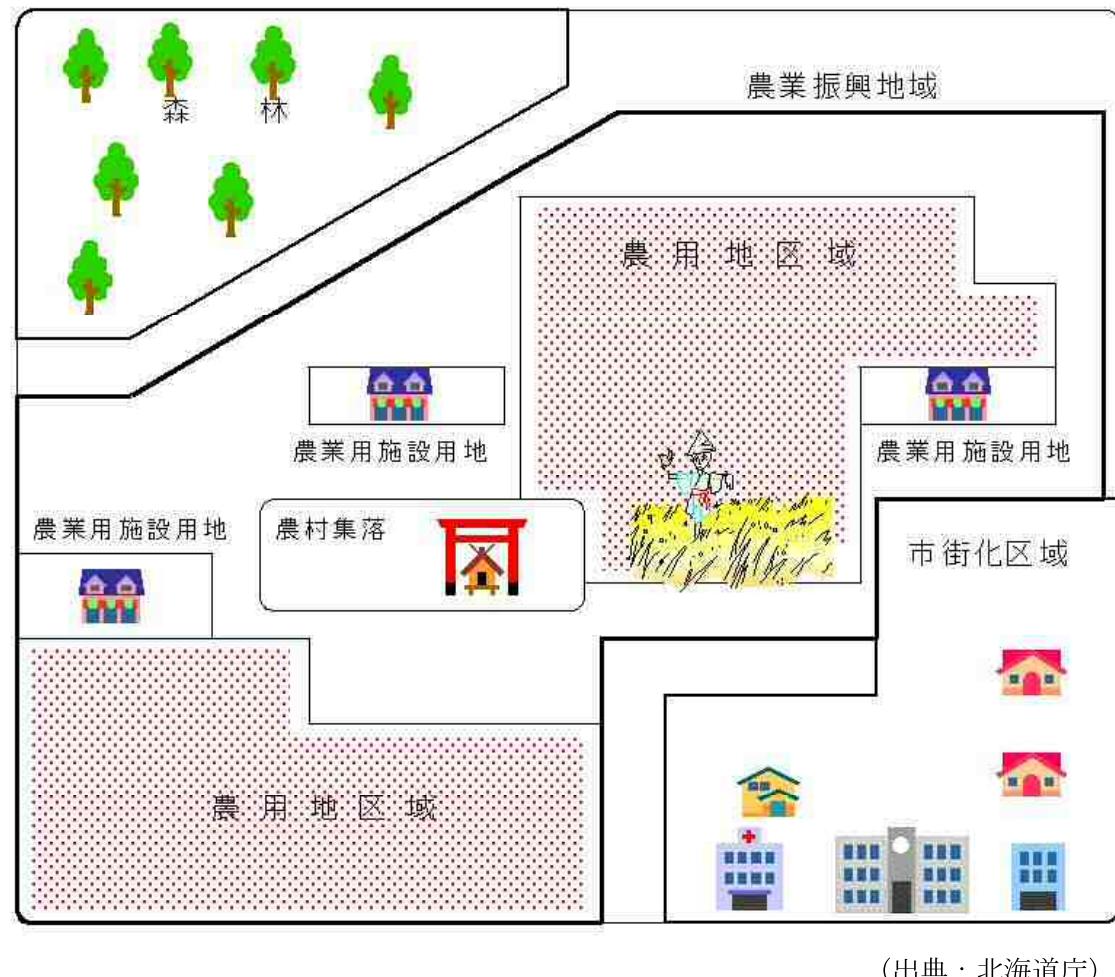
篠田市長は農地は国民の食糧危機の為、農振農用地としてこれからも農家が保持して行かなければならぬと思っておられますか。真に食糧危機の為ならば国が保有し、維持していくべきであるのでは。国は30年以前から減反政策を施行して来たが、農林省、北陸農政局は人員削減もせず中山間地に稲作用の圃場整備行って来ている。農家は米価、農地価格下落で税金も払えず衰退の毎日を悲しんでいる。農地も商業地並みに売買が自由に出来、財産価値として保持、運用されるべきではないでしょうか。「田園型政令市は農地を守るのではなく農家を守り調整区域の政経を遵守して頂きたい」集落、自治会、公共施設を維持管理していくには少子高齢化は致命的であり対策が急務である。自治会長として人口減は最大の難問であり行政の緩和支援を受けつつ、共に解決に向け総会等で宅地造成構築を提案している。調整区域の線引きが開発面積を無くし実現できない状況を創っている事が実態である。8行政区みんな状況が違が「南区では年1回は調整区域見直しが協議出来るようにして頂きたい」現状維持は霧氷的社会構造が加速し調整区域の公共性が壊滅する。

農業振興地域での開発について

□ 農業振興地域制度の目的

農地の宅地化や工業用地化など農業以外への利用が進む中で、今後とも長期にわたって農業を振興する地域を明らかにし、農業と農業以外への土地利用の調整を図るとともに、その地域の整備を計画的、集中的に行うことにより、農業の健全な発展を図ることを目的としている。

＜農業振興地域のイメージ図＞

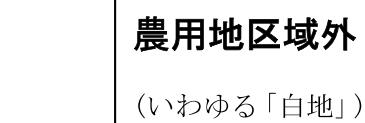


【都市計画法】

市街化調整区域

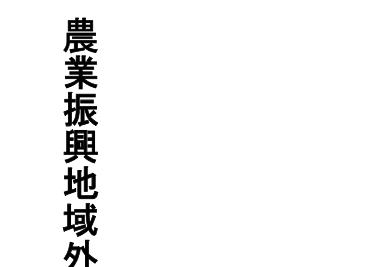
市街化を抑制すべき区域。
原則として、市街化を促進するような開発行為は抑制され、自然環境の保全や農林漁業を中心とした土地利用が図られます。
(農業振興地域として積極的に指定することとしている。)

【農業振興地域の整備に関する法律】



農地転用（農地以外にすること）不可

農地転用許可を要する



農地転用届出
(農業委員会へ届出)

市街化区域

すでに、市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街地を図るべき区域。
(農業振興地域と市街化区域とは重複しない。)